

阿賀野市規則第 23 号

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則（平成 16 年阿賀野市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

（3） 第 14 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の職員たる要件を欠くに至った場合

第 4 条第 1 項中「提示」の次に「又は第 14 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出を」を加える。

第 6 条中「新幹線鉄道」を「条例第 10 条第 3 項に規定する新幹線鉄道等（以下「新幹線鉄道等」という。）」に改める。

第 8 条第 1 項中「次項において」を「次項及び第 8 条の 3 第 2 号において」に改める。

第 8 条の 3 第 1 号中「(同項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第 2 号に定める額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第 2 号中「1 箇月当たりの運賃等相当額（2 以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が 2 以上ある場合においては）」に改める。

第 10 条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、「であるもの」の次に「(新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加える。

第 11 条中「において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居とする」を「おける次に掲げる住居とする」に改め、同条に次の 3 号を加える。

（1） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

（2） 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であつて次に掲げるもの

ア 条例第 10 条第 3 項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
第12条を削る。

第13条の見出し中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第1項中「新幹線鉄道等に」を「新幹線鉄道の利用に係る特別料金等に」に改め、同条第2項中「新幹線鉄道等」の次に「の利用に係る特別料金等」を加え、同条第3項中「特別料金の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等相当額（第14条の2第4項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」を「同項第1号及び第2号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第2号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

(給料表の適用の直前の住居に相当する住居)

第13条 条例第10条第4項の規則で定める住居は、給料表の適用を受ける職員となった日以後に転居する場合における次に掲げる住居とする。

- (1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居
- (2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第10条第4項に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの
(権衡職員等の範囲)

第13条の2 条例第10条第4項の任用の事情等を考慮して規則で定める職員は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する

地域を異にする公署に在勤することとなった者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

第14条の見出しを削り、同条中「次に掲げる職員」の次に「（新幹線鉄道等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第1号中「又は同法第10条第1項に規定する採用をされた職員」を削り、「当該復帰又は採用の直前の住居（当該復帰又は採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を「当該事由の発生に伴い、当該事由の発生の直前の（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等」に、「当該復帰又は採用の直前の勤務地」を「当該事由の発生の直前の勤務地」に、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなる等の通勤の実情の」を「通勤の実情に」に改め、同条第2号中「配偶者（配偶者）」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）（配偶者）」に、「当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し」に改め、同条第3号中「前2号に掲げるもののほか、条例」を「その他条例」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

（3） 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあっては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に当該地域へ転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）

（4） 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以降に

当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以降の転居後の住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上あり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。）

第14条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる事由の発生又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以降に転居する場合における当該事由の発生等の日以降の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する新幹線鉄道等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する新幹線鉄道等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、新幹線鉄道等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の新幹線鉄道等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第14条の2第1項中「各号に掲げる」を「に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「以下この条及び」を「以下この条、第15条の2第2項第2号及び」に改め、同条第2項中「離職」の次に「(職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条の2第2項に規定する地方公共団体の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い地方公共団体の休日でない日を含む。)に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。)を」加え、同条第3項中「第15条の2第4項」を「第15条の2第3項」に、「最初の月で通勤手当は、最初」を「最初」に改め、同条第4項中「第10条第5項」を「第10条第6項」に、「次の各号に掲げる」を「1箇月当たりの運賃等相当額等（第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第10条第2項第2号に定める額（第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数

で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額（第15条の2第2項において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が15万円を超えるときにおける」に、「当該各号に定める」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位」に改め、同項各号を削る。

第15条の2第1項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に改め、同条第2項中「普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第6項」を「条例第10条第7項」に改め、同項第1号中「運賃等相当額等（第8条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等（同号）」を「普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号）」に、「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万円」に、「普通交通機関等）」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等）」に、「普通交通機関等に」を「普通交通機関等及び新幹線鉄道等に」に改め、「定期券」の次に「の運賃等及び特別料金等」を加え、同項第2号中「運賃等相当額等が5万5,000円」を「通勤手当算出基礎額が15万」に改め、同号ア中「5万5,000円に事由発生日の翌日から支給単位期間」を「15万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等」に改め、「普通交通機関等」の次に「及び新幹線鉄道等」を、「払戻金相当額」の次に「の合計額並びに市長の定める額の合計額」を加え、同号イを次のように改める。

イ 前号に掲げる場合 市長の定める額

第15条の2第3項を削り、同条第4項中「第10条第6項」を「第10条第7項」に、「前2項」を「前項」に改め、「、当該」を「、市長の定めるところにより当該」に改め、同項を同条第3項とする。

第15条の3第1項中「第10条第7項」を「第10条第8項」に改め、同項第1号中「新幹線鉄道等に係る通勤手当」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市職員の通勤手当の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。